

誓約書

一般社団法人チャイルドライフ 御中

氏名

印

私は、一般社団法人チャイルドライフのインターンシップ事業参加にあたり、誠意をもってインターンシップにあたるとともに、下記の事項を厳守することを誓います。

記

1. インターンシップ期間中は貴事業所職員と共に行動し、分からないことは指導係に確認し、指示に従います。
2. インターンシップでは原則利用者の身体に触れない範囲で職場体験を行います。ただし、利用者の身体に触れる業務を行う場合には、貴事業所職員の指導・管理のもとで行います。
3. インターンシップ期間中は、怪我の危険性などある業務(自動車運転など)には就きません。
4. インターンシップ期間中は、金品・金銭の取り扱いをしません。
5. 活動中に知り得た貴法人の機密に属するものは、一切漏洩いたしません。
6. やむを得ない理由により遅刻や欠席をする際には、必ず事前に貴事業所に連絡します。
7. 「こども性暴力防止法」に基づき、貴法人から調査への協力を求められた場合は、速やかにこれに応じ、誠実に協力することを誓約いたします。

【子どもの性暴力防止法について】

・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するため、犯罪事実確認を受ける必要があります。

・こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科がある方(特定性犯罪事実該当者)については、本業務に従事させないことなどの措置を講じる必要があります。このため、当法人では、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。

・採用選考の過程において、誓約書や履歴書等により、あらかじめ特定性犯罪の前科の有無を確認します。

以上